

令和6年度デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業

概要

障害福祉分野における**生産性向上**に向けた取組を促進するため、障害福祉サービス事業所等が、デジタル技術を活用し、**福祉・介護業務の負担軽減に資する機能を有したシステム**を導入する場合の経費の一部を東京都が補助します

補助対象

障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく障害福祉サービスを提供する都内の施設・事業所
※ただし、以下のサービスは除く。

【対象外】障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助事業所

補助対象経費の内容・補助上限額

※「任意経費」のみの申請は不可
※当該年度中に係る経費のみを対象とします。

対象経費	対象経費の具体的な内容	補助上限額
福祉・介護業務支援システム導入等経費	●①福祉・介護業務支援システム経費(*) (ソフトウェアやクラウドサービスの購入費、保守・サポート費、導入設定費 等) ●②タブレット端末・スマートフォン等のハードウェア (購入費、保守・サポート費、導入設定費 等) ※福祉・介護業務支援システムを導入済み又は導入予定の場合のみ。 ●③【任意経費】Wi-Fiルーターなどのネットワーク機器 (購入費、保守・サポート費、設置費) ※Wi-Fi環境整備に必要なもの ※リース・レンタル料は対象外。必要に応じ、クラウドサービス等の月額利用料に限り補助対象とする。 ※③及び保守経費(保守・サポート費、導入設定、セキュリティ対策等)は①及び②の導入に必要なものに限り対象とする。	75万円 補助基準額100万円 ×補助率3/4
コンサルティング経費	●【任意経費】 システムの選定に関するコンサルティング経費 システムを活用した業務改善に関するコンサルティング経費	13万円 補助基準額26万円 ×補助率1/2

(*)①福祉・介護業務支援システムの要件

本補助金を活用して導入する福祉・介護業務支援システムは、以下の①②のいずれかに該当する製品を対象とする。

- ①事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務(事業所内外での情報連携含む。)、請求業務を一気通貫(転記等の業務が発生しない)で行うことが可能となっているものであるもの。
- ②バックオフィス業務(業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務)のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫の環境が実現できるもの。

✓ 複数システム(既存システムを含む)を一体的に活用することで、全ての機能を持つ場合も含まれます。

補助手続きの流れ

- 国庫補助協議書類の提出
- 交付申請書の提出
- 交付決定
- 実績報告書の提出
- 効果測定・公表
- 補助金の支払

問合せ先

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課 在宅支援担当

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1716546546878>

※ お問合せ前に、**p.2の注意事項等**もよくお読みください。
※ 補助対象事業者以外の者(ベンダー等)からのご質問には、お答えできません。

申請に当たっての注意事項

1 法人当たりの 申請可能事業所数	上限無し ※ただし、申込多数の場合には、予算の都合により補助の対象とならない可能性もあります。 ※同一敷地内に複数の事業所が運営されている場合は、1 事業所として取り扱います。そのため、同種のデジタル機器等の購入を行う場合は補助の対象となりません。
補助対象経費の 購入時期	交付決定よりも前に購入したソフトウェア等の対象経費は、令和 6 年度内に購入・支払・納品が完了したものであれば補助対象とすることができます。 (令和 5 年度以前に購入したものは補助対象外となります。)
補助対象外経費	システム及びハードウェアのリース・レンタル料費用、システムの使用に際し必要となるインターネット回線使用料等の通信費、システムの改修費用及び自社開発費用
他の補助金等との 重複申請禁止	対象経費を重複して他の補助金等（経済産業省「IT導入補助金」、東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課「障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業補助金」、東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課「デジタル機器導入促進支援事業等」）を申請することはできません。
予算規模超過時の 選考について	以下に該当する事業所を優先的に採択する予定です。（「事業計画書」内チェックボックスにより申告してください） ●福祉・介護職員処遇改善加算を算定しているかあるいは交付申請後概ね 3 か月以内に取得見込み ●デジタル導入により金銭的余剰が出た場合には、当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用するとともにその旨を職員等に周知する
効果指標の公表	事業者は、導入機器、導入による業務効率化の内容、職員の業務負担軽減の効果等について、事業者自身のホームページ等での公表が必要となります。 ※効果指標様式は別途提示予定です。

よくあるQ&A

- Q 1** 既に、福祉・介護業務支援システムを持っています。この場合に、タブレット端末のみを申請することはできますか。

A 1 申請できます。
ただし、当該タブレット端末を用いて、導入済の福祉・介護業務支援システムを使用する場合のみ対象です。
- Q 2** 既に導入済みであるシステムに新たに機能を追加することで、記録業務、情報共有業務、請求業務が一通貫となる場合、本補助金を申請することはできますか。

A 2 申請できます。
既に事業所で対象となる一部の機能を有するシステムがある場合、新たに導入するシステムと一体的に活用する場合は、一部の導入を認めます。
※複数システムの組み合わせで申請することが可能です。
- Q 3** 東京都福祉局の「令和 2 年度 ICT 機器活用による障害者居宅介護事業所等支援事業補助金」又は「令和 4 年度（又は令和 5 年度）デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業」を申請した事業所が、今年度本事業を申請することはできますか。

A 3 対象経費を重複する場合、申請はできません。
ただし、既に導入するシステムと一体的に活用する場合は、今年度新たに導入する部分の申請を認めます。
- Q 4** 昨年度本事業を申請した事業所を持つ法人が、今年度法人内の別事業所で本事業を申請することはできますか。
例えば、昨年度 X 法人 A 事業所が昨年度申請した場合に、X 法人 B 事業所が今年度申請することはできますか。

A 4 申請できます。
- Q 5** 事業計画書提出後に新規開設予定の事業所は申請することはできますか。

A 5 申請はできません。
導入前後比較で得られる導入成果を客観的・定量的に確認・分析できないためです。
- Q 6** 公設民営の事業所は申請可能ですか。

A 6 業務委託契約を区市町村と結んでいる場合等は、運営主体が区市町村となるため、対象外となります。施設の使用許可を得、かつ、施設の物品等の所有権が法人に帰属している場合等は、法人からの申請が可能です。